

災害対策士

DMS Disaster Management Specialist

試験要項



DMS
Disaster Management Specialist

1. はじめに

この試験要項は、一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会(以下、DMTC-SAという。)が中心となって実施する「災害対策士能力認定制度」に係る試験の受験について案内するものです。「災害対策士」はDMTC-SAが認定制度創設にあたって商標登録をしています。

2. 災害対策士とは

災害対策は多岐にわたる対策で人材育成には時間がかかります。そのうえ被災地は待たなしの状況で初動対応が求められ、様々な人々に関わります。お互いに持っているスキルや専門分野を理解して、効果的な連携や協力をするためには、その人材の能力を「見える化」し、相互に信頼を得る必要があることから、DMTC-SAが中心となって検定する災害対策能力検定制度です。

災害対策士は、被災地での需要に応えるために、災害対策を体系化し、8つの分野を設定していることと、更新検定を前提にしていることが特徴です。それぞれの分野は、活動する内容やレベルに応じてC級・B級・A級の3階級に分けられており、役割や立場に応じた人員配置の目安としています。また、災害対策士が日々の実践を通じてスキルアップし、さらなる向上を目指すための指針とするためにも階級制度を採用しています。災害対策士個人が成長していることを実感し、キャリアパスの形成や対外的なアピールによりバリューアップできるようにしています。

2-1. 能力認定制度が目指す姿

<教養系>

- ・災害大国日本に住む人々の教養として、防災の知識、災害対策の自助が進み、社会全体で防災への取り組みが進む。
- ・社会全体に働き方、生き方、社会・地域への貢献などに対するウェルビーイングな意識変容が進み、災害対策における平常時からの地域での活動が活発化する。
- ・災害対策に関わる多彩な領域の職種や関わり方が理解され、防災に関わることをめざす人材が拡大する。

<専門系>

- ・能力認定制度で、災害対策における個人のリテラシーを示せるようになり、能力に応じた適材適所の人材配置や、業務や役割に対する必要な人材の選定、採用、雇用に役立てられる。
- ・段階的な能力認定制度のため、個人がレベルアップへの明確なモチベーションを持つことができ、災害対策のリテラシーを継続的に高める人材が増える。
- ・体系化された認定の種類により、専門的な能力や関係する能力の認定をめざす人材が増え、職種や役割に応じた高いコミュニケーション能力と行動力を持った、人材が輩出される。

<教育・人材養成>

- ・学校教育等で災害対策能力認定を意識したカリキュラムが組まれるようになる。
- ・様々な人材養成機関での「災害対策能力認定対策講座」や認定をクリアするための参考書や問題集などが出版され、新たなマーケットが形成され、雇用が創出される。
- ・能力認定をクリアするには、やはりDMTCを受講した方がよいという認識が定着している。

2-2. 災害対策士の階級・評価方法

災害対策士の試験は、A級、B級、C級（一次、二次）の3つの階層で構成されており、各階級によって活躍できる場を想定しています。求める能力に応じて試験内容や評価方法も異なります。

レベル	受験資格	活躍の場面	求める人材像	求める能力	試験内容
A ★★ 型を身につける人達を増殖させる。	B級保有者 + 経験・実績	●インストラクターとしてB級人材を育成 ●トレーニングの設計 ●コンサルティング	● インストラクター Instructor 人材育成に必要な能力を有する。 ● 革新を生む姿勢 Innovation 自らを陳腐化させることで進化し続けることにコミットし、正しくB級受講者を育成、評価できること。	1. 構想力・体系化力 2. 言語化力 3. 研究・創造力・実行・実装力 4. 調整力 5. 表現力	TAやレポート等による評価
B ★★ 型を身につける。	C級保有者	●災害時の現場リーダー ●セミナー等で講師 ●各種計画やマニュアル等を策定	● チームリーダー Leadership 組織の災害対策全体を把握し計画立案や総合的な指示、意思決定ができる。チームで協力して物事を実行する姿勢があるか。 ● 創造する Creativity 地域や組織に応じた災害対策業務の計画立案や課題解決ができ、想定外に対応できる。 ● 行動する Performance 災害対策業務の行動を身につけ、課題を把握できる。臨機応変に対応できる。知識、情報をベースに基本的な災害対策の行動を実践し、体験の中から受講者の役割、視点から課題を把握する。 ● 計画する Planning & Management 災害対策の基本形をベースに受講者の役割、立場に応じた実効性、独自性がある計画を策定する。	5. 表現力 6. 思考力 7. 判断力 8. 行動力	体験を通じた行動評価
C ★ 型を知る。	誰でも受験可能	●現場で効果的に行動 ●研修、ワークショップ等でのリーダーやファシリテーター	● チームメンバー Membership 災害対策全体を理解し、指示された内容に対し、自分で考え行動できる。 ● イマジネーション力 Imagination 災害対策業務で効果的な行動を起こせるよう、災害現場の推移をイメージできる。 ● 行動するための知識 Awareness 知識を持っているか。災害対策に不可欠な多様な領域の知識、情報をインプットし興味、想像力を広げ、気づきを生む。	9. 俯瞰力 10. 予測力・想像力	現場で行動するための知識の試験

2-3. 能力要件・コアコンピテンシー

文科省の 資質・能力	No	資質・能力	定義	指標	定義
理解していること・ できることをどう使うか	1	構想力・ 体系化力	正解のない複雑な状況を可視化する能力、体系・フレームワーク設定力	構想力・ 体系化力	災害体験から得られた知見等をフレームワーク化したり、体系化したりできる。
	2	言語化力	自分が伝えたい内容は何か？何を伝えたら相手に響くのか、伝える内容を定めることができる力	定義力・読解力・文章力	定義と具体例を切り分け、物事の必要条件を整理し言葉を定義できる。何を表現するのか(What)、どのように伝えるのか(How)を整理して、目的達成に向けて何を伝えればよいのかを考え明文化できる。
	3	研究・創造力・ 実行・実装力	常識にとらわれない発想や工夫で、物事を多面的に捉え、新しい「価値」を生み出し続ける力	創造力	従来手法に拘泥せず新しい考えやアイデアによる創造的な問題解決を図ることができる。
				自立性/ 自律性	困難な状況下でも積極的にチャレンジする姿勢を持つことができる。
	4	調整力	意見を集約・結論まで導く力、人をその気にさせる力、自分自身と他者の心の動きに気づき・理解する力、自分の行動や人間関係を上手にマネジメントする力、調整力	ベクトル	周囲の関係者の意見を傾聴し、対話を通じて信頼関係を醸成し、組織の一つの方向性にまとめて上げることができる。
				責任感	自らの戦略を実現する上で周囲の理解が得られなかった場合でも、自らの責任において断行することができる。
				戦略策定力	災害対策に当たり、課題の本質を見出し、課題解決の選択肢の中から最適解を選択するための戦略を策定することができる。
	5	表現力	伝達力、リスクコミュニケーション力(対話力、傾聴力)、情報共有力、対人影響力、語学	伝達力	目的を達成するために、周囲の関係者に自分の考えや判断を明確に分かりやすく伝え、相手に理解させることができる。
				コミュニケーション力	自らの考えをバーバル・ノンバーバル・文書等を通じて周囲に伝えることができる。
				影響力	普段から、自らの考えを周囲に伝えと共に周囲の考え方を理解しようとすることで意思疎通を図ろうとする。
6	思考力	情報収集理解し、分析することで、計画まで落とし込む力	情報収集・理解力	災害状況下で、素早く正確に情報を収集し、情報の本質的な意味を理解することができる。	
			分析力	収集した情報を分析し、リスクの及ぼす影響等を考慮し、情報に重みづけを与え、情報の優先度を量ることができる。	
			計画策定力	意思決定を行うにあたって、必要なリソース（ヒト・モノ・カネ）を計画し、最適なリソース配分を策定することができる。	
7	判断力	意思決定力、戦略策定力、状況判断力、柔軟性	意思決定力	災害対策をする上で必要な意思決定を適切なタイミングで行うことができる。	
8	行動力	迅速性、成果管理力、達成指向、連携力、業務委任力	完遂性	困難な状況下でも手段を尽くして最後まで課せられた責任を果たそうとする。	
			迅速性	一刻を争う状況下で、迅速に対応することができる。	
何を理解し、 何ができるか	9	俯瞰力	災害対策に関する体系的な知識と活用する技能の習得	俯瞰力	災害対策（被害抑止から復興まで）を俯瞰的に捉えること、8分野・47種類の災害対策業務などを理解できる。
	10	予測力・ 想像力	状況を想定し先取り・先読みする力	想像力・ イマジネーション	置かれた状況下から、何が起こるのかを想像（イメージ）することができる。災害状況を具体的にイメージし、先を見通した戦略的な対応力（先見性と戦略性）と状況変化への対応力（多様性と柔軟性）の必要性を理解できる。
どのような資質が 必要か	11	学ぶ力	探求力、学習能力、主体性、新たな教訓を学ぶ力	学習力	過去の教訓や失敗から積極的に学ぼうとする。新たな知識を業務に取り入れようとする。
	12	人間力	人間関係形成力、人脈形成力、共生力、ストレス耐性、信頼、危機感、協調性、積極性・向上心、倫理観	ストレス耐性	前例のない状況や困難な状況下に置かれても、平常心で冷静に物事を判断できる。

3. 試験要項

災害対策士能力認定制度は、日本社会全体の災害対策力を向上させるため、災害対策に関する知識や能力を持つ人々の災害対策能力を具体的に評価、認定するものです。年齢や学歴等に関わらず誰でも取得することができます。A級、B級、C級により試験日数、受験方法が異なります。受験者ご自身のパソコン・インターネット環境を利用し受験いただく試験方式と対面での実技試験があります。最新の受験日時や試験要項はDMTC-SAのホームページをご確認ください。

3-1. 受験料（一般受験）

災害対策士の受験料は（一般受験）と（U23割引）の2つがあります。C級は、「一次試験」と「二次試験」の2つで構成されています。

3-2. 受験料（U23割引）

受験日時時点で満23歳以下の方に適用されます。

3-3. 受験料（免除対象者）※C級一次試験のみ

東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター（DMTC）の基礎プログラム（災害対策論・災害科学論）をオンラインで受講し、いずれも修了した方は、C級一次試験は免除されます。

3-4. 更新料

災害対策士の有効期間はすべて3年となり、更新料は階級により設定されています。資格認定の有効期間は、資格認定を受けた日から3年間です。以降、3年毎に更新研修会の受講、更新審査の合格が必要となります。

階級	種類	試験時間	受験料 (一般)	受験料 (U23)	更新料 (3年毎)	備考
C級	一次試験	60分	9,000	4,500	0	「災害対策論」と「災害科学論」の修了者は一次試験と受験料免除。 試験中はZoom参加が必須条件（名前表示、カメラON）
	二次試験	60分	15,000	7,500	10,000	一次試験合格者：合格発表（受験番号）のみ 二次試験合格者：合格証明書発行、C級ロゴの使用（名刺印字可能）
B級	筆記試験	-	50,000	50,000	30,000	試験中はZoom参加が必須条件（名前表示、カメラON）
	実技試験	2日間				合格者：合格証明書発行、B級ロゴの使用（名刺印字可能）
A級	-	-	200,000	200,000	50,000	詳細近日公開

上記は今後変更される可能性があります。

災害対策士能力認定制度

3-5. 合格通知

C級一次試験

試験結果は、1週間以内にDMTC-SAのWEBサイトで発表します。

一次試験合格者は合格発表（受験番号）のみとなります。

C級二次試験

二次試験合格者は合格証明書の発行、C級ロゴの提供、名刺に「災害対策士C級」と記載できます。



4. 出題範囲

C級一次試験

自然環境特性、社会環境特性を踏まえて防災計画等を読み解ける能力を図る。

問題数 : 全30問

解答方式 : 穴埋め問題、選択方式（択一問題、複数選択問題）、等

試験時間 : 60分

参考教材 : DMTC基礎プログラム（災害対策論、災害科学論）、等

C級二次試験

現場で効果的に行動するために必要な災害対策業務の知識を図る。

問題数 : 全30問

解答方式 : 穴埋め問題、選択方式（択一問題、複数選択問題）、等

試験時間 : 60分

参考教材 : 災害対策業務フィールドガイド、等

4. 救助・
災害医療
支援

5. 避難・
被災者
支援

6. 地域
再建支援

7. 社会
基盤シス
テム再建

8. 社会
経済
活動回復

2. ガバナンス・
組織運営

3. 災害情報

1. 災害対策原論

出題範囲は、以下の災害対策の8分野と47種類の災害対策業務について、関連する法律、基準、現場での実例などを中心に出题する。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 災害対策原論 | 5. 避難・被災者支援 |
| 2. ガバナンス・組織運営 | 6. 地域再建支援 |
| 3. 災害情報 | 7. 社会基盤システム再建 |
| 4. 救助・災害医療支援 | 8. 社会経済活動回復 |

1. 災害対策 原論

災害対策原論は、**多様な災害対策の考え方の体系を理解し、災害対策を推進することを目的**とする。そのために、自然と人間社会の関係、歴史、理学・工学・社会学など分野間の関係、行政・営利組織・非営利組織・住民など多様な他者との相互関係を通して、事前から事後に至るまで災害対策を多面的に理解する。そして、ハザード別、主体別、時間・フェーズ別、ハード・ソフト別など災害対策の知識体系を構築し、その活用手法を確立する。

2. ガバナンス・ 組織運営

ガバナンス・組織運営は、**組織が効果的に災害対策を実行することを目的**とする。そのために、正解のない災害対策において組織が本質的にどのように意思決定し、行動するのかを理解する。そして、災害に関する対応行動、求められる意思決定手法の知識体系を構築し、これらを組織や地域に反映させ、浸透させるための活用手法を確立する。

3. 災害情報

災害情報とは、**災害対策に係る様々な判断や行動を促す知識であり、災害情報の処理は、適切なタイミングで必要な意思決定を実行することを目的**とする。そのために、情報収集・分析・伝達などの情報処理プロセスとコンセンサスを理解する。そして、曖昧・不明確・流動的な情報に加え、外部から千差万別な助言を受ける事態に直面しても、最終的な意思決定の質を高めるための災害情報の知識体系を図り、その活用手法を確立する。

4. 救助・ 災害医療支援

救助・災害医療支援は、**命を守り、命をつなぐことを目的**とする。そのために、救急・医療・保健・衛生・警察など多様な視点を持ち、これらに関連付けて、人の命を守ることを理解する。そして、医療従事者、消防関係者、精神・保健・看護・衛生従事者、警察関係者等の多領域の知見を具現化し、救助から法医学までの知識体系を図り、その活用手法を確立する。

5. 避難・ 被災者支援

避難・被災者支援は、**命を守り、生活を確保することを目的**とする。そのために、避難行動と被災者支援について「人はそもそもどのように物事を考え、どう行動するのか」を理解する。そして、心理学、経済学、社会学、医学、保健衛生等の学問分野の観点から避難行動と被災者支援の知識体系を構築する。避難行動から避難生活まで人の安全を確保し、生活を安定させるための必要な支援策を体系化し、その活用手法を確立する。

6. 地域再建 支援

地域再建支援は、**人々の生活の質の向上と豊かな生活を支える地域活動を構築することを目的**とする。そのために、住まいと地域コミュニティの観点から、居住地域における日常生活や多様な地域社会に関する活動を体系化し、地域が活性化するためのメカニズムを理解する。そして、住まいと地域活動に関する知識体系を構築し、その活用手法を確立する。

7. 社会基盤 システム再建

社会基盤システム再建は、**現代都市に欠かせない社会基盤システムを確保することを目的**とする。そのために、道路や公共交通などのインフラ、電気や水道などのライフライン、地域のエッセンシャル活動としての廃棄物処理などの社会基盤システムについて、予防から復旧までのプロセスを理解する。そして、社会基盤システムの災害対策を行政・民間・地域住民まで多様なステークホルダーが関わる総合工学としての観点で捉え、相互の分野を関連付けて社会基盤システムの知識体系を構築し、その活用手法を確立する。

8. 社会経済 活動回復

社会経済活動回復は、**社会経済活動における「家計、企業、政府」という3つの経済主体の活動を確保することを目的**とする。そのために、災害により、財産や生計手段を失ったときの家計への影響、生産設備や雇用維持不能や資金不足などの企業への影響、公共サービスを提供する行政機能への影響を理解する。そして、被災地や被災者を取り巻く経済・財政・金融活動に関する法体系を整理し、農地・農林業・家畜・漁業等の社会経済活動の予防と復旧に関する知識体系を構築し、その活用手法を確立する。

出題範囲（47種類の内容）



災害対策に関する体系的な知識を習得し、状況を想定し先取り・先読みする力を持つ。

8分野	災害対策原論と47種類の災害対策業務
1. 災害対策原論	1. 敵を知る（①ハザード(自然の脅威)、②出現する現象（災害・被害）） 2. 己を知る（①地域特性、②組織の能力、③自分自身の能力・リテラシー、④防災関係機関、国や都道府県等の役割）
2. ガバナンス・組織運営	1. 災害対策本部の設置・運営 2. BCPの策定と発動 3. 復旧・復興計画の策定・運用 4. 視察等要人対応・議員対応 5. 職員の安否確認・動員・管理 6. 地域住民との連携・防災教育 7. 行政・民間企業の相互応援要請・受援、活動調整 8. 自衛隊・警察・消防など専門機関への応援要請・受援 9. ボランティア団体・NPOなど連携・調整 10. 土地利用の検討・災害空地の管理
3. 災害情報	11. 通信機能の確保・復旧 12. ハザード情報の収集・分析・伝達 13. 避難情報の発令 14. 被害情報の収集・分析・報告 15. 住民への広報コミュニケーション・マスメディア対応 16. 相談窓口の設置・運営、電話対応
4. 救助・災害医療支援	17. 救急・救助活動 18. 搜索活動・遺体安置等 19. 医療救護活動 20. 保健・衛生・心のケア・栄養管理
5. 避難・被災者支援	21. 避難行動支援・帰宅困難者対策 22. 避難所・避難生活支援 23. 物資の調達・供給 24. 要配慮者・ジェンダーなどインクルーシブな支援 25. 義援金の受付・配分 26. 各種生活再建支援・災害見舞金・税緩和
6. 地域再建支援	27. 応急危険度判定の実施 28. 住家の被害認定調査の実施 29. 罹災証明書の発行 30. 応急仮設住宅・公営住宅の借上げ・供給管理 31. 公的な住居修理・解体の対応 32. 文教施設の対応、応急教育 33. 公営地・公営住宅等の被害状況把握・復旧
7. 社会基盤システム再建	34. 道路施設の被害状況把握・復旧 35. 警備・交通規制対応 36. 鉄道・バス・空港等の公共交通機関の被害・運行状況把握 37. 山地・河川・海岸施設の被害状況把握・復旧 38. 水道施設の被害状況把握・復旧 39. 下水道施設の被害状況把握・復旧 40. 電力・ガス・通信・石油関連施設の被害状況把握・復旧 41. 危険物施設の状況把握・安全確保措置 42. 災害廃棄物の処理
8. 社会経済活動回復	43. 災害救助法等の災害関連法令の事務 44. 財源の確保・基金の活用・災害関連の出納 45. 財政・金融関連の措置(物価安定対策の実施) 46. 被災企業・事業者・産業の状況把握・支援 47. 農地・農業・家畜・漁業の被害状況把握・復旧

災害対策士 試験規約

本規約は、災害対策トレーニングセンター支援会（以下「当会」という）が主催し、提供、配信、実施する検定試験（以下「試験」という）の受験および予約システムを含む試験配信サービス（以下「本サービス」という）を利用するに当たり、受験者が同意する必要がある規約です。受験者が当会試験の申込時に「**受験申請する**」ボタンをクリック、または当会の指定するその他の方法で試験申込手続きを完了した場合、受験者は本規約に同意したものとみなされます。

全般の事項

1. 当会は、本サービスを提供するための設備、通信回線等の保守その他工事をする場合、予めその旨を当会が適切と判断する方法によって受験者に通知し、必要な範囲内で本サービスを一時停止することができます。ただし、緊急の場合、当会は受験者への通知を行わない場合があります。
2. 天災地変（地震、津波、洪水、台風、火山噴火、感染症、伝染病など）、社会的事変（戦争、暴動、内乱、テロなど）、争議行為（ストライキ、ロックアウト、ボイコット）、法令の改廃制定、公権力による命令、処分、火災、輸送機関等の事故、および当会が準備する情報処理施設以外の通信回線の障害等により、当会の責めによらず、本サービスの提供が中断される場合、当会は免責されます。
3. 試験問題や模範解答は、当会が試験運営上必要と判断した場合を除き、原則として公表しません。試験問題や解答などの受験内容を口外する事は固く禁じます。いかなる手段をもってしても、第三者にこれらを伝えてはなりません。これらの禁止行為に違反した場合、合否判定の前後を問わず失格とし、以後の受験をお断りします。
4. 試験問題の内容および採点・合否に関する質問には一切お答えできません。
5. 受験者が本規約を遵守しない場合、受験者による不正行為あるいは不正行為が疑われる場合、または受験者が試験委員の指示に従わない場合は、当会は受験者の試験結果の開示の保留や拒否、受験の無効、失格等、厳正に対処します。

受験者情報登録に関する事項や本サービスの利用に関する事項

1. 登録している受験者情報に変更があった場合は、ただちに当会の指定する方法で変更の手続きを行ってください。
2. 本サービスにおいて利用するメールアドレスとこれに対応するパスワードは、ご自身で責任をもって保管してください。メールアドレスとこれに対応するパスワードが盗用された場合、当会は責任を負いません。第三者による利用が疑われる場合は、ただちにパスワードの変更手続きを行ってください。
3. メールアドレスとこれに対応するパスワードによって行われた試験申込は、そのアカウントに対応する受験者情報の主体であるところの受験者によってなされたものとみなし、本サービスの利用が第三者によって行われた場合も、受験者は受験料やその他の債務のすべてを負担する必要があります。

試験申込に関する事項

1. 受験者は、試験申込を行う場合には、当会が定める申込期間内に、試験申込を行い、受験料を支払うものとします。
2. 受験者が当会の指示に従わない場合、または本規約に同意しない場合には、いかなる理由によっても、試験申込を受け付けません。
3. 受験者には、当会から送付されるメール・電話および郵便物を受領できる環境を有していることが求められます。受領できない、または確認を怠った等の理由で受験に支障が生じた場合であっても、当会は一切責任を負いません。
4. 同一の試験期間内に同一の試験（級・クラスの設定がある場合は同一の級・クラス）を申込・受験することは禁止します。これらの禁止行為に違反した場合、試験の事前・事後を問わず失格となります。
5. 企業・学校等に所属する従業員等を受験させる場合、団体申込を行うことができます。団体申込の場合、当該団体の受験者の申込に関する情報や試験結果および不正行為の有無等の情報が当該団体に開示されます。
6. 受験にあたり、身体的・精神的な理由で特別な配慮が必要な場合には、所定の期限までに受験上の配慮に関する申請書を提出する必要があります。申請書を提出した場合であっても、審査の結果、ご希望に添えず受験をお断りする場合があります。事前に申請書を提出することなく、試験当日に特別な配慮が必要である旨を申し出た場合、受験をお断りし欠席扱いとします。

受験予定の変更（日時・会場）およびキャンセル、返金に関する事項

1. 受験者が試験申込を完了後、予約内容の変更を希望する場合は、試験日7日前まで受け付けます。当会までご連絡ください。
2. 変更可能な期間内であっても、日時の枠が満席の場合は変更できません。
3. 試験申込自体のキャンセル、返金および受験者の変更は一切受け付けません。
4. 試験や級、試験方式の変更、次回試験等への振替等には一切対応できません。

受験に関する事項

1. 試験申込にあたっては、事前に使用機器や通信環境等の要件を確認し、必ず動作確認を行ってください。動作確認を行わず、試験当日に使用機器や通信環境の不備により受験できない場合は欠席扱いとなります。
2. 試験の内容に関する質問に一切お答えできません。
3. インターネットを通じて問題内容の送受信をするなどの不正行為または不正行為と疑われる行為は禁止とし、これらが確認された場合は失格となります。
4. 原則として、受験を開始した後は、中断はできません。制限時間内になったら強制的に試験は終了されます。解答の途中で制限時間になり終了した場合であっても、受験料の返金には応じられません。
5. 受験者の故意または過失によるPCのシャットダウンなどによって試験が中断された場合、試験終了とし、中断までの解答をもって合否判定を行います。
6. 上記のほか、当会が定める禁止事項に抵触、または抵触する行為のほう助が発覚した場合、受験の取り消しや試験結果の無効、失格等の処理を行うほか、以後の受験をお断りします。その他禁止事項の例（あくまで例であり、これに限定されません）：アカウントを第三者と共有すること、第三者に不適切な支援を提供またはこれを受けること、種類を問わず試験実施中に故意または重大な過失により試験運営の妨害を行うこと、受験または受験内容に不正にアクセスすること、試験問題の画面キャプチャーや写真撮影など。
7. 試験が正常に行われなかった場合において、当該試験に関する経済的または精神的損害を理由として当会に賠償の請求をすることはできません。
8. 試験中に停電や大規模な通信トラブル等、受験者の責めに帰さない事由により、試験が中断した場合はただちに当会までご連絡ください。

6. 規約の変更に関する事項

1. 当会は、本規約を状況により変更することがあります。

7. 個人情報の取り扱い

1. 当会が実施する検定試験のお申込みによって取得された個人情報(氏名、生年月日、メールアドレス、住所、電話番号、所属団体、受験番号、申込番号、受験級、点数、合否、受験上の配慮の有無、その個人を識別、特定できるもの)は、当該検定試験の実施(検定試験施行における本人確認等)、受験者の円滑な受験、検定試験実施に関わる各種案内の送付(メール、合格証、パンフレット等)、受験者および合格者台帳の作成(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む)、合格証および合格証明書の発行、検定試験に関する各種連絡および各種情報提供、データベースを活用した検定試験普及策の検討等、検定試験の目的遂行に必要な範囲内で使用します。
2. なお、受験者の皆様には当会の主催等の関連する各種研修等、優秀合格者には表彰式等のご案内をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
3. 当会が申込者から収集した個人情報を申込者本人の同意なしに第三者に開示することは、当該検定試験の目的遂行に必要な業務を請け負うデータ管理事業者等、試験施行に関わる事業者以外に原則としてありません。但し、法令に基づく場合、および当会の権利や財産を保護するために開示が必要な場合は、当会は申込者本人の同意なく個人情報を当該第三者に開示することがあります。
4. 団体申込の受験者については、試験終了後、当該団体の受験責任者宛に受験者個人の成績をお知らせします。また、団体申込の受験者本人から試験の申込時に取得した当該個人情報の開示請求があった場合は、適宜対応させていただきます。
5. 当会は、上記団体の受験責任者、新聞・雑誌等のマスコミ等、もしくは広告業者に対し、検定試験の統計情報(合格率等)を必要に応じて開示します。
6. 本文書の内容は予告なく変更される場合があります。その場合の変更内容につきましては、当会検定試験情報ウェブサイトに表示した時点より、その内容が適用されるものとします。
7. 本検定試験をお申込みされた方は、当会特定個人情報を含む個人情報保護方針およびウェブサイトに記載されているすべての事項について、同意しているものとみなします。